

新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者には教育が義務付けられています。

2019年5月24日

(公社) 神奈川労務安全衛生協会横須賀支部



職長安全衛生教育開催のご案内 (1回目)

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記教育は労働安全衛生法第60条、同安全衛生規則第40条により、事業主の責任において12時間以上教育を実施することが義務付けられており、必ず教育しなければならない法定教育です。本教育では、講義だけでなく、職場で生かせるよう『部下の育成について』『災害事例研究』をグループ討議する中から他企業の受講生と情報交換が出来るカリキュラムを組んでおります。

つきましては、下記の通り職長安全衛生教育を開催致しますのでご案内申し上げます。尚、教育修了者には修了証を交付致します。ご提出頂いた個人情報については、個人情報保護法に基づき当協会が責任を持って管理・保管し本講習の的確な実施のためのみ利用させていただきます。敬具

記

1. 講習日程・時間・費用・会場 (二日間) 12時間以上の教育が義務付けられております

日 程	時 間	定 員	費 用	会 場
7月22日(月) 7月23日(火)	両日共 9:20~ 17:00	30名 (先着順)	受講料 会 員: 12,000円 一 般: 14,000円 テキスト代 864円 (いずれも消費税込み)	横須賀市立勤労福祉会館 (ヴェルクよこすか) 1日目3階 第3研修室 2日目4階 第2・3会議室 同上 横須賀市日の出町 1-5 TEL 822-0202

《参考》第2回目は11月13日・14日を予定しております。

2. 対象者 新任職長及び作業中の労働者を直接指導・監督する者等

3. 申込先 (公社) 神奈川労務安全衛生協会横須賀支部 横須賀市夏島町 19番地 電話 845-9522  
住友重機械工業(株)横須賀製造所内第二本館2階 FAX845-9510

尚、受講のキャンセルは、前々日までにご連絡が無い場合は、費用はお支払い頂きますので、あらかじめご了承下さい。

4. 振込先 湘南信用金庫田浦支店 普通口座 1111447  
名義: (社) 神奈川労務安全衛生協会横須賀支部

5. 締切り 7月16日(火)

以上

2019年 職長安全衛生教育申込書

事業所名	所在地	担当者	電 話	F A X
	〒			
受講者名	生年月日	受講者名	生年月日	
①		③		
②		④		

\*お願い お手数ですが申込時に下記のいずれかに○をつけて下さい。  
\*お支払方法 (1. 振込 2. 現金持込 3. 当日現金)